

スポーツ少年団活動における「新しい生活様式」定着に配慮した
スポーツ少年団活動ガイドライン
(令和2年10月1日時点)

1 基本方針

スポーツ少年団活動においては、団員等の安全・安心の確保を最優先し、①密閉、密集、密接の「3密」を避ける、②こまめに手洗いや消毒を行う、③周囲の人との間隔をあける、④スポーツ活動に支障のない範囲でマスクを着用するなど、「新しい生活様式」定着に向けた感染症対策を再徹底する。

2 スポ少活動における「新しい生活様式」定着に配慮した具体策

- (1) 自宅等で検温を実施し、体温が37.0度以上の場合や風邪症状がある場合には、参加を見合わせること。また、体調不良の症状が見られる場合には、速やかに帰宅させること。
- (2) 一度に大人数(団員、指導者、保護者等)が集って密集した活動になることを徹底して避けること。(更衣室、休憩・待機スペース、手洗い所(トイレ)は、一度に入室する人数を制限したり、動線を工夫したりすること。必要に応じて、開・閉会式の割愛、分散開催等も考慮すること。)
- (3) スポ少活動の前後に、石けんによる手洗い(ポンプ型が望ましい)やアルコール等による手指消毒(消毒液の設置)を行い、必要に応じて、多くの団員が手を触れる箇所や用具等を消毒すること。
- (4) 団員、指導者、保護者等は、熱中症事故に留意しつつ、スポ少活動に支障のない範囲でマスクを着用するよう努めること。(運動・スポーツ時にはマスクを着用しなくてもよいが、その場合には感染防止に必要な身体的距離を確保すること。マスク着用時には、呼気が激しくなるような運動・スポーツは避けること。)
- (5) 屋内の活動では、ドアを広く開け、こまめな換気を必ず行うこと。
- (6) 応援は、周囲の人との間隔を十分にあけ、鳴り物や大声での応援を控えること。
- (7) ふだんのスポ少活動は、短時間での活動を大原則とし、活動時間や休止日については、「秋田県スポーツ少年団活動の指針」に沿って週4日・1日2時間以内、第3日曜日の全県一斉活動休止日を厳守すること。
- (8) 県外チームとの交流は、現地(相手方)の状況に十分注意を払いながら、中央競技団体が作成した「競技別ガイドライン」に記載されている最新の感染防止策を確実に実施するとともに、次の事項に十分配慮すること。

- ・首都圏などを訪れる際は、感染状況等について最新の情報を収集するなど現地の状況に十分注意を払うこと。
- ・スマートフォンの新型コロナ接触確認アプリ「COCOA(ココア)」を有効活用すること。
- ・十分な感染防止策を行っていない施設での交流は控えること。
- ・遠征先で団員等に感染(濃厚接触者を含む)が確認された場合には、それぞれの自治体を管轄する保健所の指示に従うことになる等を、あらかじめ団員及び保護者に説明し理解を求めておくこと。
- ・県内の宿泊を伴う活動(合宿等)でも、保護者の理解を十分得ること。
- ・県外チームとの交流後、団員等に発熱やかぜ症状など体調に異変を感じた際は、団員を学校に登校させず、「あきた帰国者・接触者相談センター」に速やかに相談すること。

- (9) 交流試合等(県外チームの参加含む)を開催したり参加したりする場合には、他団との接触時間が短くなるよう中央競技団体が作成した「競技別ガイドライン」に記載されている最新の感染防止策を確実に実施すること。
- (10) このほか、市町村教育委員会の定めた方針に沿ってスポ少活動を行うこと。

※アンダーライン部分が、今回の主な変更点